

2023年3月29日

法政大学第二中・高等学校同窓会
会長代行 荒 信雄 様

学校法人法政大学
教育支援本部担当常務理事 和仁 達郎
法政大学第二中・高等学校
校長 五十嵐 聡



2月3日付配達証明 郵便によってご指摘いただいた依頼事項2点について回答します。

まず1点目の2019年度ないし2021年度に卒業した卒業生からの徴収金の扱いに関する内容及びその法律上の根拠について申し上げます。

今回、学校法人法政大学（以下、「本法人」という。）が預かっている3カ年分の徴収金について、本法人に納入した卒業生への意向確認及び返金を含めた扱いを本法人として決定したのは以下のような理由によるものです。

すなわち、上記徴収金は、本法人が卒業生から貴同窓会への入会及びその活動に充てる資金として貴同窓会に代わり徴収しているものです。この徴収金の大半は貴同窓会会則19条2項に定める入会金であり、この入会金を本法人が貴同窓会指定の金融機関口座に振り込み、貴同窓会がこれを受領した時点で、本法人の卒業生が貴同窓会の会員になることとなります。貴同窓会が実際に入会金を管理・運営しうる時点になって初めて本法人の卒業生が貴同窓会の会員となることは当然のことであり、上記会則の規定の趣旨にも合致するものです。貴同窓会においても入会金が管理可能な状況にない段階で本法人の卒業生が貴同窓会の会員資格を有するとして各種の権利を主張されることは不本意であると存じます。

したがって、今回の徴収金に関しては本法人が卒業生から現在も預かり保管中のものである以上、入会金の支払いは未了であり、卒業生の入会手続は完了していないと理解しております。そこで、この徴収金の扱いについては、卒業生の貴同窓会への入会金納入、会員登録手続に関与する立場にあるものとして、一連の手続が完了するまでの間は卒業生各人に対する関係でその手続を適法かつ適正に行う善管注意義務を、本法人は負担しております。

ところが、ご承知のとおり、2019年度以降、貴同窓会の活動が適正になされているとは言えない状況が続いています。2018年度の定期総会において過去3年間にわたる赤字決算の問題が浮上し、その責任を巡っての意見対立が執行部内で生じた結果、事態收拾を図るための臨時総会を無効とする仮処分の申立が執行部の一員からなされました。同申立は2021年3月に和解が成立し、その和解条項に基づき、2022年10月になってようやく2019年度定期総会が成立したところですが、執行部内の意見対立は継続しており、再び係争に発展することが懸念されています。

このような状況にあることに鑑み、2019年度以後に徴収金を本法人に入金した卒業生については、本法人が卒業生に対し負担する善管注意義務に基づき、貴同窓会への入金を見合わせてきた次第です。この点については貴同窓会の了解のもとにこれを行なってきたところであることも申し添えます。貴同窓会の運営停止状態を考慮すれば、本法人の卒業生がその徴収金を支払う意味はないと考え、あるいはこのような貴同窓会の現状を本法人が知りながら平然と徴収金を保管し続けていることに関し本法人の責任を問うとの認識に至ることも予想されます。徴収金を預かる本法人としても、貴同窓会入会を希望せず、預けた金銭の返金を希望する卒業生が相当程度、存在するのではないかと危惧しています。

さらに文部科学省は学校法人に対し、在学生・保護者から受領する金銭の取扱いを適正に行うように指導しているところであり、本法人も文部科学省の監督を受ける立場として、この指導を受ける立場にあります（27高私参第13号 平成27年12月24日 文部科学省高等教育局私学部参事官 戸松幹孝「学校法人における会計処理等の適性確保について（通知）」）。このような義務を負う本法人としては、このまま預かっている徴収金を貴同窓会に交付することも、また、このまま漫然と保管を続けることもできない状況にあります。とりわけ2019年に代理徴収した学生に関しては、2024年3月には本大学を卒業してしまいますので、当該卒業生の意向を確認すること自体が、連絡先住所も不明となってしまうため困難となってしまいます。

そこで、このような状況に鑑み、残された時間的猶予も考慮して、今回、預かり保管中の徴収金の扱いについて、卒業生本人の意向を確認し、返金を希望される学生には返還手続を取することを決定した次第です。

以上の次第であり、本法人が法人の設置する学校の卒業生との間で負担する在学契約に基づく義務、とりわけ金銭の授受に関する善管注意義務、そして、文部科学省の監督指導を遵守する義務に基づき、そして、このまま事態を静観することは卒業生の本大学卒業により意向確認の機会を失う時期が迫っている事実を鑑みて、今回、貴同窓会に交付するために卒業生から預かり保管中の3カ年分の徴収金の扱いに関して、卒業生が引き続き貴同窓会に入会することを希望するものであるのか、あるいは現在の貴同窓会の状況に鑑み、同窓会入会を希望せずに本法人が保管している徴収金の返金を希望するのかについて、その意向を確認し、仮に返金を希望する卒業生に対してはその手続を取ることといたしました。

あくまで、引き続き貴同窓会への加入を希望されるのか否かに関して、まずは卒業生の意向を確認することを前提とし、この意向確認の過程において貴同窓会への加入を希望せず、徴収金の返還を希望する卒業生に対してはその手続を取るといえるものです。その点では、貴同窓会からの上記2月3日付配達証明郵便中に記載されております、卒業生本人の意向を確認すべきというご指摘については、本法人としてもそのように考えていることを、念のためお伝え申し上げます。

なお、上記の扱いに踏み切らざるを得ないことに関しては、貴同窓会の執行部の方々ともこれまで協議のうえ、その了解を求めてきたところであり、貴同窓会の意向を考慮することなく決定したものではないことを申し添えさせていただきます。

本法人及び本校としても、引き続き貴同窓会とは相互協力、相互発展を望んでいるものです。卒業生の活躍とそれを支える同窓会の存在は本法人及び本校としての宝でもあり、今後も貴同窓会の正常運営化の暁には代理徴収の復活を切に願うところです。しかしながら生徒・保護者に対する責任即ち善管注意義務と学校法人として文部科学省による監督指導を遵守する義務の重みに照らせば、上記措置をとることは現状においてはやむを得ないことであると言わざるを得ません。

次に2点目のご質問事項である、貴同窓会の健全な運営体制の構築の具体的な内容に関してですが、大変、重要な問題であり、また、本来であれば貴同窓会が自らこれを実践いただくべき事柄と理解しております。そこで、あくまで今回の決定をせざるを得なかった事情として本法人が考慮した事実ということになります。それは、概ね以下のものでありますので、ご回答申し上げます。

- ① 2019年度以後、年度毎の定期総会が当該年度に成立せず、運営と執行のための予算決算が確定していないこと。
- ② 会の活動が事実上停止し、会報未発行とその理由が周知されていないこと。
- ③ 財政や運営に関わる議論が内部で解決されず、外部機関による解決が図られたものの、真の和解とはなっておらず、運営が安定せず、改善の見通しがたたないこと。
- ④ 再三にわたり、神奈川県私学振興課からの改善を求める助言があること。

なお、当該卒業生から本法人が代理徴収を受けるための前提としては、当該年度の総会が成立し、予算が確定していること、及び再度かような問題が生ずることを防ぐための防止措置を本校と話し合うことが求められます。

以上、連絡申し上げます。

これまでも貴同窓会は入学卒業の節目ばかりでなく、在校生に向けた物心両面での支援を常に本校に寄せられ、また先般の新校舎建設の際には多額の募金運動を展開され、21世紀における本校隆盛の端緒を築いていただけたと認識しております。従いまして一刻も早く貴同窓会の運営が正常化され、本校の卒業生が拠って立つ場、頼る場としての同窓会の復活を望む次第です。そしてそれこそが本校の揺るぎない発展となると信じて止みません。繰り返しますが、本法人及び本校の社会的に置かれている立場をどうぞご理解いただければ幸いです。

以上